

ストを含む
全国統一行
動

3 月 13 日(木)

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060

秘密厳守
相談無料

第 243 号

2025 年 3 月 1 日

発行責任者 稲村

編集責任者 西浦

連絡先 075-811-6770

3 日分の賃金を払ってくれない

相談事例①(男性 70 代・契約・ガードマン・
入社勤務前で)

去年 8 月にハローワーク紹介で警備会社に入り、3 日間の公安委員会の研修を受けた。最初「施設の警備」と聞いていたが、「交通警備」しかないということなので、私は障がい者なので、無理なのでそこで辞めた。ところが契約書に明記されているのに 3 日分の給与を払ってくれない。ハローワークに聞いたら監督署に言うてもらったと言われ、監督署は「指導は出来るが罰則はない」とかあいまいな返事。21000 円位だが、弁護士頼んで弁護士料込みで請求して取りたい。だめなら公安委員会にも行きたい。

(アドバイス)

契約書に明記されているなら、弁護士頼むほどではないので、電話ではなく、その契約書を持って監督署に行って申告書を書き、

監督署に動いてもらう事です。それでもらち開かなければまた電話ください。警備会社はいろんな許認可を受けているので、役所の指導を無視できません。



コロナ予防のマスクを自己負担せよと言われて？！

相談事例②(男性 50 代・正社員・勤務年数
不明・特養ホーム)

コロナ予防のマスクを自己負担せよと言われ会社に入社したが、「強制ではない」と言われた。だが、「評価はする」とも言われた。労働局に聞いたら、「斡旋、助言などあるが、強制力ないし、向こうが応じないと思うので、民間で労組の問題だ」とのこと。

(アドバイス)

まだ損害も発生していないから裁判もできないから、労組加入でやりましょう。労組を紹介するので、面談に来てください。⇒日程検討し、連絡します。



賃下げを勝手にされ、異動で脅され、年休取れず、契約書がないし・・・

相談事例③(男性 40 代・正規・理美容・5 年
勤務)

利用者からのクレームがあったとして以前に賃金が 32 万から 3 万円下げられた事があった。期間は 1 年半で今は元に戻った。就業規則や労働契約書はない。何かあるたびに「態度が悪い、給与を引くぞ！」と脅される。住んでいるところから職場まで交通の便が悪いのでバイク通勤をしているが、4 月からは個人事業主に替わるならばそのままが良いが、今の雇用形態ならばバイク通勤を認めないと言われている。全体で 7~8 か所を経営していて異動もちらつかせる。年休も取らせてくれないが、退職する際に取ろうと思う。

(アドバイス)

10 人以下の事業所なので就業規則はなくても違法ではありませんが、労働条件通知書を求める事は可能です。年休は労働者が請求すれば使用者は取らせないと違法です。まずは貴方から年休を請求してください。異動については経営者側の裁量権が認められていますが、事前に説明がないのは問題です。労働条件通知書と年休を請求して解決しないようでしたらまた連絡ください。



業務指示のダブルスタンダードなどで退職したが、急にやめて損賠請求されないか？パワハラの問題も、。

相談事例④(男性 50 代・清掃会社・パート・短期間の就業で退職)

清掃会社の清掃のパート。2 月 1 日に面接予定だったが、住民票と履歴書渡しただけで、「明日から来てくれ」と言われ、2 月 2 日から 2 月 16 日に働いた(内、1 日だけ休み)。3 か所の掃除を 1 週間で覚えてほしいと先輩のパートの人に言われ、難しかったのと、社長のお母さんとそのパートの人の言うことが違い、そのお母さんとも喧嘩になり、辞めた。労働条件通知書も契約書も何もなし。社長と辞めるために電話していたら、社長が突然切れた。退職届は出してないが、ラインで退職は確認された。辞めるときは 1 カ月前に言うようにとなってるようで、不利にならないか？社長に怒鳴られたのはパワハラではないか？



(アドバイス)

ラインで退職確認されたのなら、それで問題はあります。法律上は 2 週間前の申し出でい

いし、就業規則にはもっと前に申し出よと書いてある場合がありますが、その提示説明もないので論外です。パワハラは経営者に安全配慮義務違反を訴えて、職場を改善させることであって、会社辞めたら、被害も出てないのでどうしようもありません。

争議支援カンパ運動

争議をたたかう仲間にご支援を!!

不当解雇や不当労働行為、権利侵害などのたたかい、労働災害の認定を求めるたたかい、年金引き下げ違憲裁判、などたたかう仲間を支援するカンパの取り組みです。ご協力をお願いします。

組合員の皆さんの心のこもった連帯が、たたかう仲間の大きなささえとなります。ご支援よろしくおねがいします。

カンパ運動の取り組み期間 2025年1月-2025年4月

京都総評 TEL.075-801-2308

総り込み口座
(振込先) 京都労働組合連合会
(振込先) 京都労働組合連合会
(振込先) 京都労働組合連合会

近畿労働組合連合会
〒600-8277
京都 総評

2 月の相談内容の特徴

2 月の相談件数(新規)は 15 件で今迄の累計は 19539 件です。

- ・相談の契機はホームページ 10、団体・知人 4、不明 1。
- ・性別は男性 9、女性 6。
- ・産業は、運輸業・郵便業関連 2、卸売・小売業関連 2、サービス・娯楽業関連 2、医療関連 2、介護関連 2、飲食・観光業関連 1、建設業 1、その他 3。
- ・相談内容は、パワハラ 4、賃金残業代未払 4、労働時間・休暇 3、労働条件 1、メンタル不全 1、その他 2。
- ・組合加入は 1 名です。(全国一般)